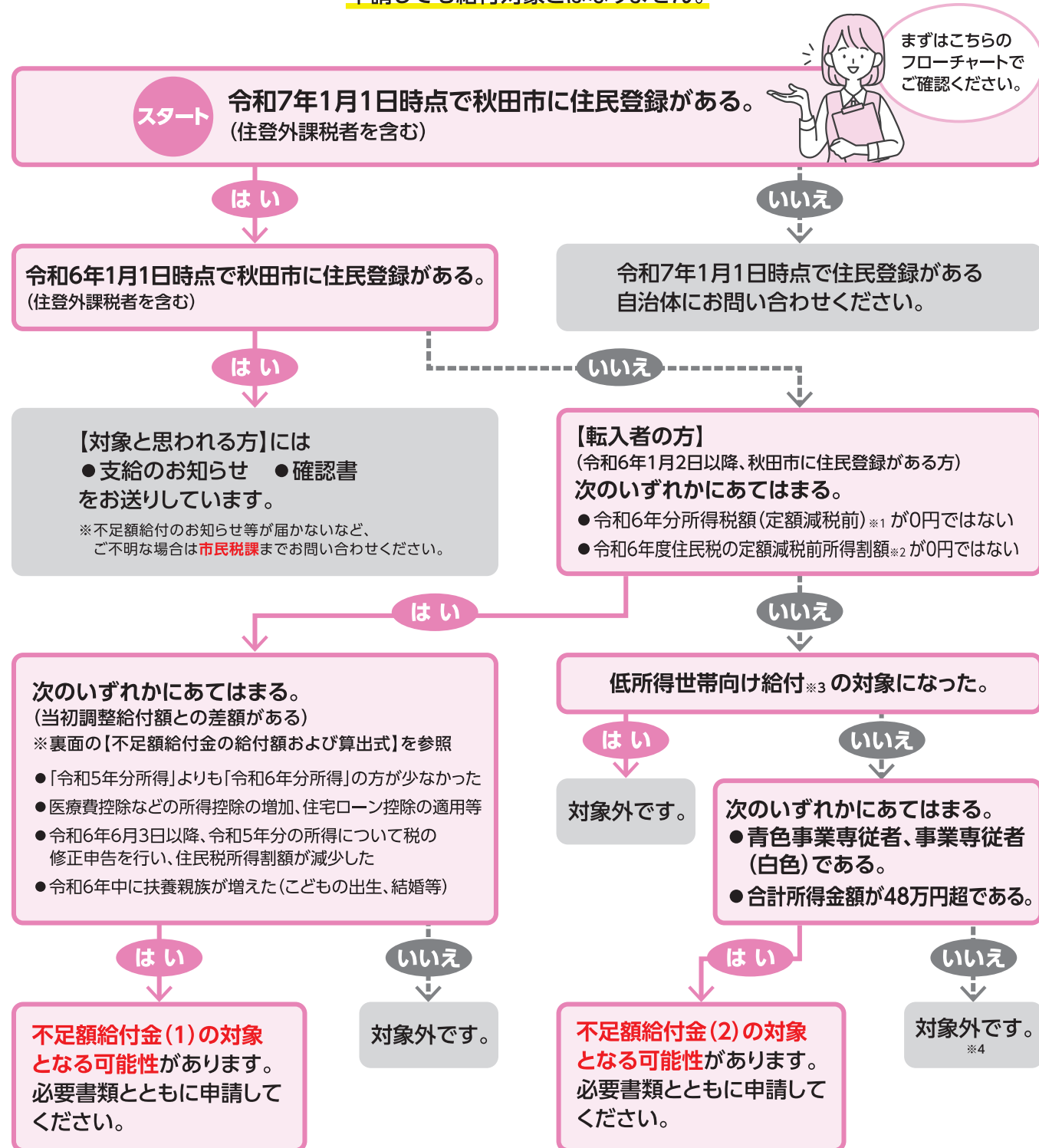


秋田市物価高騰支援給付金(不足額給付分)申請書

あなたは
給付金の対象?

不足額給付金 該当チェック

フローチャートは参考です。給付金の支給可否を保証するものではありません。
定額減税しきれている方や当初調整給付の支給額に不足が生じていない方は、
申請しても給付対象とはなりません。



左の不足額給付金 該当チェックの結果

不足額給付金
(1)に該当

裏面左側に記入

不足額給付金
(2)に該当

裏面右側に記入

裏面赤枠内に必要事項を記入したこの書類に、準備した必要書類を添えて、
下記提出期限までに提出してください。

提出期限

令和7年10月31日(金)まで

※期限までに提出いただけない場合、不足額給付金は受給できません。

この給付金の詳細については、
右記二次元コードより秋田市ホームページにてご確認ください。



【留意事項】

- 不足額給付金の支給を行うために必要な範囲で、住民基本台帳情報、税情報、給付金額について、他の行政機関等に求める、あるいは提供します。
- 申請書の審査について
▶申請書を提出いただいた後、秋田市にて審査を行います。
▶提出書類に不備がある場合は、秋田市から内容を確認する通知をお送りします。
▶審査が完了するまで、最長で2か月程度のお時間をいただきます。
- 支給対象となる方について
▶「秋田市物価高騰支援給付金(不足額給付分)支給のお知らせ」をお送りします。
▶支給のお知らせの内容に変更がない場合は、支給決定通知書を送付し、振込予定日に給付金を振込みます。
- 支給対象とならない方について
▶「秋田市物価高騰支援給付金(不足額給付分)支給不承認通知書」をお送りします。
- 送付先について
▶住民票上の住所へお送りします。

記載内容や申請方法についてご不明な点がございましたら、下記専用ダイヤルにお問い合わせください。

お問い合わせ先

秋田市不足額給付金
コールセンター

0120-309-669

受付時間 平日 8:30~17:15

※1 令和6年分の所得税額(定額減税前)は、令和6年分の源泉徴収票の「源泉徴収税額」に「源泉徴収時所得税減税控除済額」を足した額または、確定申告書の「第一表③」の欄をご確認ください。
※2 令和6年度住民税の定額減税前所得割額は、通知書の「税額控除前所得割額」の欄をご確認ください。
※3 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯または、均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)
※4 令和5年または令和6年の一方のみ該当する方は、1万円分または3万円分の不足額給付の**対象となる可能性があります**ので、コールセンターへお問い合わせください。扶養親族として定額減税や当初調整給付金の恩恵を受けていた場合は該当にならない場合があります。

不足額給付金(1)

秋田市物価高騰支援給付金(不足額給付分)の申請書および必要書類について

申請理由に相当する項目の記入欄(赤枠内)に☑してください。

申請理由	記入欄
当初調整給付額との差額がある。	☐

【申請方法】

表面の留意事項をよく確認の上、下記の赤枠内に必要事項を記入してください。

(宛先) 秋田市長

【申請者】

記入日	令和7年		月		日	電話番号	()
※日中連絡が可能な「電話番号」の記入をお願いいたします。							
署名							

※記入する際は申請者ご自身が、フルネームかつ消えないボールペンで「署名」してください。

令和6年中に秋田市に転入した方は令和6年1月1日に住民登録のある住所を記入してください。

令和6年1月1日住所	
------------	--

【必要書類】※いずれもコピー可

必要書類
本人確認書類の写し(A4サイズ) マイナンバーカード(顔写真側)、運転免許証、健康保険証など(住所欄が裏面の場合は裏面も)
通帳の写し 金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人のカナが記載された通帳の写し(A4サイズ)(1口座のみ)

※代理人が申請する場合は、【代理人が確認する場合】に必要事項を記入し、本人と代理人双方の本人確認書類の写しを提出してください。
給付金の振込口座は、本人名義の口座を指定してください。

※法定代理人(成年後見人、保佐人、補助人等)が給付金を受け取る場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

【不足額給付金の給付額および算出式】

所得税

定額減税可能額
(3万円×(本人+扶養親族数))

令和6年分
所得税額(減税前)

控除不足額(①)

円 - 円 = 円 (<0の場合は0)

住民税
所得割

定額減税可能額
(1万円(本人+扶養親族数))

令和6年度分
住民税所得割額(減税前)

控除不足額(②)

円 - 円 = 円 (<0の場合は0)

不足額
給付金

所得税分の
控除不足額(①)

住民税所得割分の
控除不足額(②)

(①+②)※1万円単位に切上げ

当初調整給付額

控除不足額

円 + 円 - 円 = 円

↓

不足額給付金額

円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。
注)所得税の「扶養親族数」は、令和6年12月31日時点の人数になります。

【代理人が確認する場合】

代理人氏名		本人との関係	
-------	--	--------	--

不足額給付金(2)

秋田市物価高騰支援給付金(不足額給付分)の申請書および必要書類について

申請理由に相当する項目の記入欄(赤枠内)に☑してください。

記号	申請理由	記入欄
A	令和5年と令和6年の合計所得金額がいずれも48万円を超えている。	☐
B	令和5年と令和6年のいずれも事業専従者である。	☐
C	その他()	☐

【申請方法】

誓約事項および表面の留意事項をよく確認の上、下記の赤枠内に必要事項を記入してください。

(宛先) 秋田市長

【申請者】

誓約事項	令和5年度・令和6年度の低所得世帯向けの給付金および当初調整給付金のいずれも受給していません。 ※給付金の詳細は下部をご覧ください。						
記入日	令和7年		月		日	電話番号	()
※日中連絡が可能な「電話番号」の記入をお願いいたします。							
署名							

※記入する際は申請者ご自身が、フルネームかつ消えないボールペンで「署名」してください。

令和6年中に秋田市に転入した方は令和6年1月1日に住民登録のある住所を記入してください。

令和6年1月1日住所	
------------	--

【必要書類】※いずれもコピー可

必要書類	
本人確認書類の写し(A4サイズ) マイナンバーカード(顔写真側)、運転免許証、健康保険証など(住所欄が裏面の場合は裏面も)	
通帳の写し 金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人のカナが記載された通帳の写し(A4サイズ)(1口座のみ)	
申請理由Bの場合 【①および②はいずれも事業主分】	①令和6年分確定申告書の控え、または、令和6年分青色申告決算書 ②令和5年分確定申告書の控え、または、令和5年分青色申告決算書

※代理人が申請する場合は、【代理人が確認する場合】に必要事項を記入し、本人と代理人双方の本人確認書類の写しを提出してください。
給付金の振込口座は、本人名義の口座を指定してください。

※法定代理人(成年後見人、保佐人、補助人等)が給付金を受け取る場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

【令和6年分所得税または令和6年度分住民税所得割が課税されている方は不足額給付金(2)を受給できません】
【次の給付金の支給対象者は不足額給付金(2)を受給できません】

給付名称	対 象	給付額
令和5年度 低所得世帯向け給付	令和5年度分の住民税均等割非課税世帯 令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯	7万円 10万円
令和6年度 低所得世帯向け給付	令和6年度において新たに住民税均等割非課税となる世帯 令和6年度において新たに住民税均等割のみ課税となる世帯	10万円 10万円
当初調整給付金	令和6年分推計所得税または令和6年度住民税所得割額において 定額減税しきれないと見込まれる方	定額減税しきれないと 見込まれる額を1万円 単位で切り上げた額

※令和5年度および令和6年度の低所得世帯向け給付は世帯単位での支給のため、支給対象世帯の世帯主だけでなく、世帯員である場合も不足額給付金(2)を受給することができません。ご注意ください。

【代理人が確認する場合】

代理人氏名		本人との関係	
-------	--	--------	--